

営繕・公園事務所工期検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 営繕・公園事務所が施行する工事（建築、設備工事に限る。）に関して、適正な工期の設定及び共通費の算定を行うため、所内に営繕・公園事務所工期検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、営繕・公園事務所が発注する工事について、次に掲げる事項を審査し、決定する。

- (1) 契約当初の工期及び共通費の算定に関する事
- (2) 工期を変更する必要がある場合における、契約変更すべき工期及び共通費の算定に関する事

(諮問時期)

第3条 担当者は、次に掲げる時期に委員会に諮問し適正な工事期間の設定を行う。

- (1) 委託業務完了前
- (2) 工期の変更を伴う設計変更前
- (3) 過年度設計による工事、又は工期の変更を伴う工事の執行伺い決裁前

(組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|------|-------------------|
| 委員長 | 所長 |
| 副委員長 | 建築担当、設備担当を所管する副所長 |
| 委員 | 担当部長（建築担当・設備担当） |

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、包括算定基準を設け、営繕・公園事務所員に通知することができる。この包括算定基準を適用する工事については、委員会の審査を受けたものとみなす。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務管理担当に置く。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。